別紙様式第十一号及び別紙様式第十二号目次記載上の注意1中「記載すること」の次に「。第34条の10第1項若しくは第2項の認可申請書又は法第53条第3項第9号の規定及び第35条第3項第3号若しくは第3号の2の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる」を加える。

別紙様式第十二号第1の4記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1　第34条の10第1項若しくは第2項の認可申請書又は法第53条第3項第9号の規定及び第35条第3項第3号若しくは第3号の2の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者（第35条第3項第3号に規定する役員等以外の者にあつては、当該認可申請書又は法第19条第1項の規定により提出された報告書に当該氏名が併せて記載された者）については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまで（当該役員等以外の者にあつては、当該認可申請書又は当該報告書に記載された当該氏名を変更するまで）の間、「氏名又は名称（生年月日及び設立年月日及び住所）」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第二十号目次記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　法第52条の63第1項の指定申請書又は法第52条の78第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

2　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

別紙様式第二十号5記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1　第52条の63第1項の指定申請書又は法第52条の78第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第二十号7記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1　法第52条の63第1項の指定申請書又は法第52条の78第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第五条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十三号目次記載上の注意中4．を5．とし、1．から3．までを2．から4．までとし、1．として次のように加える。

1．法第29条の申請書又は法第87条第1項第6号の規定及び第100条第1項第1号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「理事長氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十三号の二目次記載上の注意中3．を4．とし、2．を3．とし、1．を2．とし、1．として次のように加える。

1．法第29条の申請書又は法第87条第1項第6号の規定及び第100条第1項第1号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「理事長氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十四号目次記載上の注意中4．を5．とし、1．から3．までを2．から4．までとし、1．として次のように加える。

1．法第29条の申請書又は法第87条第1項第6号の規定及び第100条第1項第1号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「理事長氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十四号の二目次記載上の注意中3．を4．とし、2．を3．とし、1．を2．とし、1．として次のように加える。

1．法第29条の申請書又は法第87条第1項第6号の規定及び第100条第1項第1号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「理事長氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十五号目次記載上の注意中4．を5．とし、1．から3．までを2．から4．までとし、1．として次のように加える。

1．法第29条の申請書又は法第87条第1項第6号の規定及び第100条第1項第1号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「理事長氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第二十号目次記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1．法第89条第7項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第89条第7項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

2．この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

別紙様式第二十号5記載上の注意3中「備考欄」を「「備考」欄」に改め、同様式記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1　法第89条第7項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第89条第7項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。